

水戸市自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号、長期優良住宅の認定基準である「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準」の要件を下記の通り定めました。

●災害の危険性が特に高い区域

自然災害の危険性が特に高い次の区域内においては、認定を行わない。

- ・ 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域
- ・ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域